

広島県告示第六十号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）第二十三条第四項及び第五十九条第四項に基づき、指定児童発達支援事業所及び指定医療型児童発達支援事業所における食事の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 適正な手続の確保

指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号。以下「指定通所基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所のうち児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）及び指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準条例第五十五条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「事業所」と総称する。）における食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

1 当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

2 当該契約の内容について、通所給付決定保護者から文書により同意を得ること。

3 食事の提供に要する費用に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（指定通所基準条例第三十五条に規定する運営規程をいう。）への記載を行うとともに、事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、事業所に通う障害児に係る通所給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第二号及び第三号に掲げる者については、食材料費に相当する額とすること。